



# 農業委員会だより

第73号  
発行  
令和5年3月24日  
編集・発行  
藤枝市農業委員会  
藤枝市岡出山2-15-25  
藤枝市役所南館1F  
TEL 054-643-3269 (直通)

藤枝市の経営耕地面積：972ha  
藤枝市の総農家戸数：2,137戸  
(2020年農林業センサス)

使える農地、使えるうちに、使える人へ！  
～待ったなし！農地利用の最適化！！～



「ハンマーナイフモア」による除草作業



## 農業者年金に加入しましょう



終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は遺族に死亡一時金が支払われます！

### 農業者年金の6つの特徴とメリット

- POINT 01** 農業に従事する方なら広く加入いただけます。<sup>※1</sup>  
加入資格は「年間60日以上農業に従事する」「国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)」「20歳以上60歳未満」。加入も脱退も自由。保険料の国庫補助を受ける/受けないを選択可能。
- POINT 02** 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型。  
加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により、将来受け取る年金額が決定。保険料を支払っている人や年金を受給している人の数に影響を受けず、少子高齢時代でも安定した制度です。
- POINT 03** 保険料はいつでも変更できます。  
保険料は、月額1万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択できます。加入後も、経営状況や老後設計に合わせて金額を柔軟に変更可能。翌年分を一括して支払う「前納納付」もあります。
- POINT 04** 終身年金。80歳前に亡くなられても遺族に死亡一時金。<sup>※2</sup>  
加入者全員が受け取る「農業者老齢年金」。加入者が支払った保険料とその運用益を基礎として65歳から生涯受け取ることができ、老後生活において一定の収入が確保されます。(60歳からの繰上受給も可)
- POINT 05** 保険料の社会保険料控除など大きな節税効果。  
支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、節税に。保険料の運用益は非課税、将来受け取る農業者年金も公的年金等の合計が110万円までは非課税。
- POINT 06** 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助。  
若い時期から長く農業の担い手として頑張る人、中でも農業所得が低い時期や家族が揃って加入する場合を手厚く支援するため、一定の要件を満たせば、最長20年間、保険料の国庫補助があります。

※1 令和4年5月から、60～65歳未満で国民年金に任意加入している方も加入できます。  
※2 令和4年4月から、昭和32年4月2日以降に生まれた方は、65～75歳まで年金の受給開始時期を選択できます。

### 農業委員会だより

市HPからも  
ご覧になれます



**編集後記**  
家業の農業を継いで五十年余り。その日々を振り返り思いおこされるのは、青々と実った田畑や山の作物とそこに働く多くの仲間たちの活気に満ちた光景です。しかし、長い年月の中でその光景は少しずつ姿を変え、荒れた農地が目立つようになり、地域の農業や食文化を守り続ける事が難しくなっているのが厳しい現状です。  
そうした中、近年、農業に興味を持ち、新規就農する若者が少しずつ増えています。これまで農業を支えてきた人たちの知識と技術、そしてこれから担っていく若い人たちのエネルギーと新しいアイデアで地域の農業の未来は変えていけるかもしれない。私も農業委員の一員として共に学び協力し合い農業を継承していく一助になればと思います。

前島 豊 委員

## 農業委員改選のお知らせ

令和5年度は任期満了による委員改選の年にあたることから、農業委員会では次期農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します。

### 【対象】

**農業委員**……農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進に関する事項や農業委員会の所掌に関する職務を適切に行うことができる者

### 農地利用最適化推進委員

……農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

### 【定員】

農業委員17人 農地利用最適化推進委員14人

### 【任期】

令和5年7月20日～  
令和8年7月19日の3年間

### 【報酬】

30,000円（月額）

### 【主な活動内容】

#### 〈農業委員〉

- ・毎月1回開催される総会に出席し、農地法その他法令に基づく許認可など、農業委員会の意思決定を担います。
- ・農地利用最適化推進委員と共同で、各担当地域の農地の利用調整や、農地パトロールなどを行います。

#### 〈農地利用最適化推進委員〉

- ・各担当地域において農地の最適な利用に向けた、遊休農地対策や、担い手に対する農地集積、農地パトロールなどの活動を行います。
- ・毎月1回開催される総会に出席し、総会で審議される案件について、現地の状況などについて委員に意見を述べることができます。

### 【募集期間】

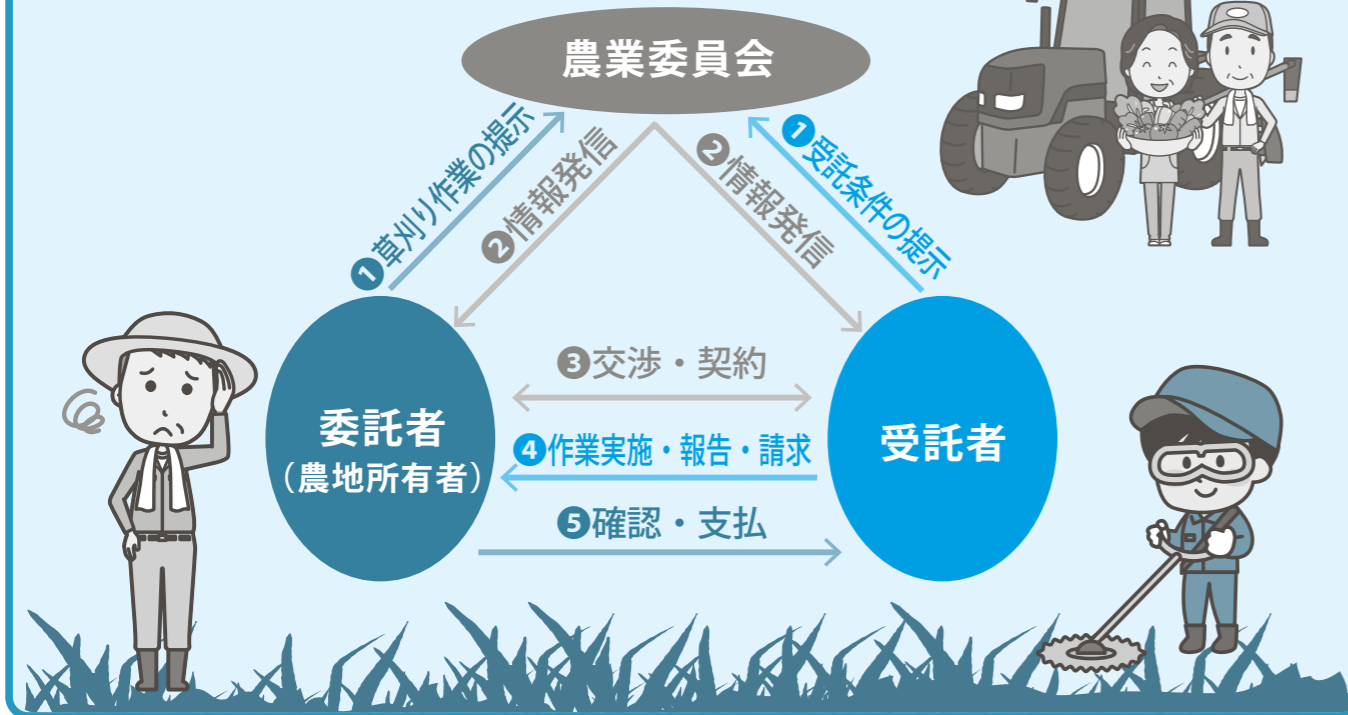
令和5年3月20日(月)～令和5年4月19日(水)  
応募申込書については、事務局にて配布。  
HPからダウンロード可。



# 「藤枝市草刈りマッチング事業」

農地の草刈りが出来なくて困っている方、草刈りすることが出来る方を登録してマッチングします。  
詳しくは農業委員会までご相談ください。

## ＜作業マッチングの流れ＞



## ～令和5年度 農業委員会受付日程のお知らせ～

農地法3・4・5条許可申請 許可後の計画変更承認申請 非農地証明申請  
農業用施設証明 基盤強化法による利用権設定 など

地区の農業委員ごとに申請内容を確認し必要に応じて現地調査や申請者へ聞き取りをします

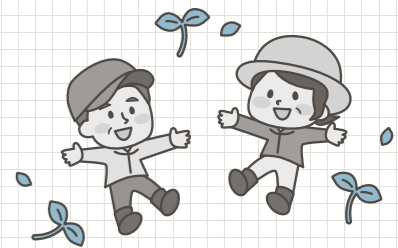
各地区の代表委員が全員で申請地の現地調査を行います

農業委員全員で質疑、検討し多数決により許可の可否を決定します

受付締切日	年	月	委員による事前審査	地区代表委員会	総会
3/22(水)	令和5年	4月	3月31日(金)	10日(月)	17日(月)
4/21(金)		5月	2日(火)	10日(水)	15日(月)
5/23(火)		6月	2日(金)	9日(金)	14日(水)
6/22(木)		7月	3日(月)	7日(金)	14日(金)
7/21(金)		8月	1日(火)	10日(木)	15日(火)
8/21(月)		9月	1日(金)	8日(金)	15日(金)
9/21(木)		10月	2日(月)	10日(火)	16日(月)
10/23(月)		11月	1日(水)	9日(木)	15日(木)
11/21(火)		12月	1日(金)	8日(金)	15日(金)
12/20(水)	令和6年	1月	5日(金)	11日(木)	15日(月)
1/23(火)		2月	1日(木)	8日(木)	15日(木)
2/20(火)		3月	1日(金)	8日(金)	15日(金)

※ 日程は変更する場合があります。

## 地域農業の将来を考えてみませんか (地域計画の策定)



農業経営基盤強化促進法の改正によって、「人・農地プラン」は「地域計画」と名称を変えて同法に位置付けられており、令和6年度末までに策定と公告をすることになっています。

「地域計画」では、新たに10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」も作成します。

農業委員会は、この目標地図の素案を作成することになっていますので、これまで以上に農業者等の意向調査を進めていきます。

そして、地域の農地を守っていくために、農業の将来の在り方や10年後に目指す地域の農地利用などを協議し、地域計画として策定するために取り組んでいきます。

### 農地集約化



### 策定に向けた主なステップ

- ① 地域の人・農地の現況・将来についての聞き取り（意向調査）
- ② 把握した意向の集約（地図化による現況把握）
- ③ 話し合い活動の実施（課題の共有）
- ④ 地域農業のこれからについての将来方針を決定
- ⑤ 農地を動かすマッチング

農地の利用意向調査による現状把握の実施や地域での話し合いへの参加について、ご理解とご協力をお願いします。